## 合併問題 調査特別委員会研修報告

## 11 月 12 日 13 日

## (山口県周南市)

周南市と決定した。 広く認知されていることから 新市の事務所は、 この地域が周南地区として 十五年四月二市二町で合併。 地理的、

見届けたいのが理由。 なって初めての予算・決算を 議会議員として在任。 役所を本庁とし、 合併後二年間引き続き新市の しやすい等を基本としている。 スの低下を防ぐ、 総合支所とした。 施設の大きさから、 議会議員の定数及び任期は、 他 住民サービ 市民が利 旧徳山 の三つを 新 市 用 市

相違の調整を先送りにしてい 年七月まで存続とした。 任期は合併特例法で平成十七 問題点としては、諸条件の 農業委員会委員の定数及び

《佐賀県小城郡合併協議会》 十七年三月合併予定。 市の名称は小城市と決定

> 年の在任期間をとった。 途に本庁方式に移行する。 合窓口を置く。又五年後を目 各庁舎には人員を配置し、 を活用し、 議員の任期及び定数は、 市 の事務所は、 分庁方式とした。 現四庁舎 定数 総

に五年後、本庁方式に移行す りされているものが多く、 九日までとした。定数は二十。 情への配慮から十七年七月十 は特例後二十六人とした。 問題点として、新市に先送 農業委員は、地域の農業事

今後の菊池南部四町合併につ ついても先送りとなっている。 いても住民の皆さんに納得し る場合の庁舎をどうするかに いただける様頑張ります。



山口県周南市での研修

## 合併

事項の取扱い④ 職員の身分の取 係の取扱い⑥姉 い⑤社会体育関 公営住宅の取扱 い③介護保険

国際交

で、

アウトライン等を合併の

位置については先送りしない

特別委員会では、

新庁舎

提案された事項 併協議会につい 日に行われた第 を採択した。 て報告があり、 提案事項は① 回菊池南部合 月二十六 ては、 のあり方については、 流事業の取扱いの六項目。 総合支所方式を採用する。 現庁舎を有効に活用するため 新市の事務所の位置につ

新市における庁舎

四町の

併せて、新庁舎建設による本 観点から検証を行い、 こととする。 庁方式についても検討を行う 行上の利便性、 ついて住民の利便性、 所方式による行政執行体制に (新市において、) 効率性などの 総合支 その際 事務執

位置②特別職の 新市の事務所の

菊池南部四町合併協調

第4回菊池南部四町合併協議会(西合志町) (写真提供:菊池南部四町合併協議会事務局)

本 庁 方 式 分 庁 方 式 総合支所方式 A支所 A庁舎 B庁舎 窓口業務 A総合支所 B総合支所 (例) (例) 巡 本庁 総務部門 建設部門 B支所 農林部門 企画部門 窓口業務 解 すべて D庁舎 C庁舎 の業務 C総合支所 D総合支所 C支所 (例) (例) 教育部門 福祉部門 窓口業務

を出すこととした。 前に決定しておくよう修正案

るように要望した。 が上がらないような工夫をす が増額となる問題では、 取扱いについての中で、 協議事項の公営住宅の 家賃